

仙台版チームオレンジ設置要領

(令和 7 年 9 月 2 9 日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 6 5 号）に規定する共生社会の実現のため、認知症施策推進基本計画（令和 6 年 1 2 月 3 日閣議決定）に規定するチームオレンジ事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症サポーター養成講座

認知症サポーター等養成事業の実施について（平成 1 8 年 7 月 1 2 日老計発 0 7 1 2 0 0 1 号厚生労働省老健局計画課長通知）別添認知症サポーター等養成事業実施要綱の 3（2）に規定する講座をいう。

(2) 認知症サポーター

認知症サポーター養成講座を受講した者をいう。

(3) 認知症パートナー講座（認知症サポーターステップアップ講座）

認知症サポーター等養成事業の実施について（平成 1 8 年 7 月 1 2 日老計発 0 7 1 2 0 0 1 号厚生労働省老健局計画課長通知）別添認知症サポーター等養成事業実施要綱の 3（3）に規定する講座であり、認知症の人の想いや希望に耳を傾け、認知症の人の気持ちに寄り添える「パートナー」を養成するための仙台市独自の講座をいう。

(4) 認知症パートナー

認知症パートナー講座（認知症サポーターステップアップ講座）を受講した者をいう。

(5) 仙台版チームオレンジ

認知症の人と家族のやりたいことや困り事に対して、認知症サポーター及び認知症パートナー等が認知症の人や家族とともに活動し、地域で支え合いながら、認知症の人と家族の想いをかなえる活動へつなげる仕組みをいう。また、みんなが輝き、笑顔で生きることができ共生社会づくりに寄与する活動を行う団体等のうち、第 5 条に定める登録要件を満たすものとして、仙台市に登録されたものをいう。仙台版チームオレンジの活動をとおして、チームメンバーだけでなく、活動する地域全体へ新しい認知症観を広げ、「認知症とともに笑顔で生きる仙台」をつくることを目指す。

(仙台市の役割)

第 3 条 仙台市は、次に掲げる事業を実施する。

(1) 認知症サポーター養成講座及び認知症パートナー講座（認知症サポーターステップアップ講座）に関すること。

(2) 仙台版チームオレンジの立ち上げ支援及び相談に対する助言に関すること。

(3) 仙台版チームオレンジの登録及び広報に関すること。

(4) 仙台版チームオレンジ間及び仙台版チームオレンジと地域の医療・介護の関係機関及び専門職等との連携及び調整に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、仙台市長が必要と認めること。

2 仙台市長は、前項各号の事業を推進するため認知症地域支援推進員を配置する。

（仙台版チームオレンジの活動内容）

第4条 仙台版チームオレンジは、次の各号の全部又は一部を実施する。

- （1）認知症の人や家族とともに、地域住民等と支え合いながら、認知症の人と家族のやりたいことの実現や、困りごとの解決に結びつく活動
- （2）認知症の人や家族の想いを傾聴し、その意思を尊重した活動（見守り活動、話し相手、ゴミ出し支援、外出同行等）
- （3）認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深め、新しい認知症観を広げるための周知活動及び啓発活動
- （4）仙台市又は地域包括支援センターが実施する認知症に関するイベント等への参加・協力
- （5）前各号に掲げるもののほか、仙台市長が仙台版チームオレンジの活動として適当と認めること。

（仙台版チームオレンジの登録要件）

第5条 登録の対象となる仙台版チームオレンジは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）仙台市内に活動の拠点があり、継続して活動する意思があること。
- （2）認知症サポーターを含む3名以上でチームが組まれているもので、メンバーのうち1人以上が認知症パートナー講座（認知症サポーターステップアップ講座）の修了者又は受講予定であること。
- （3）認知症の人が参加している、又は認知症の人がチームの一員として主体的に参加できるよう努めていること。
- （4）新しい認知症観を理解し、認知症地域支援推進員等と連携して活動ができること。

（仙台版チームオレンジの登録申請）

第6条 仙台版チームオレンジの登録を受けようとする団体等（以下「申請団体等」という。）は、仙台版チームオレンジ登録証交付申請書（様式第1号）により、仙台市長に申請しなければならない。

2 仙台市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、登録の可否を決定し、仙台版チームオレンジ登録証（様式第2号）を申請団体等に交付するとともに、仙台市ホームページ等により広報する。

（仙台版チームオレンジの登録内容の変更又は登録の取消し）

第7条 申請団体等が登録内容を変更し、又は登録を取り消すときは、仙台版チームオレンジ登録変更（取消）届出書（様式第3号）により仙台市長に届け出なければならない。

2 仙台市長は、登録された仙台版チームオレンジが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- （1）第5条に定める登録要件に適合しなくなったとき。
- （2）偽りその他不正の手段により登録の決定を受けたと認められるとき。
- （3）その他市長が不適当と認めたとき。

3 仙台市長は、第1項に規定する登録取消の届出を受けた場合又は前項の規定により登録を取り消すことを決定した場合は、仙台版チームオレンジ登録取消決定通知書(様式第4号)により、当該仙台版チームオレンジに対し通知するとともに、仙台市ホームページ等の広報内容を修正する。

(仙台版チームオレンジの活動報告の提出)

第8条 仙台市長は、必要がある場合、申請団体等に対して仙台版チームオレンジの活動内容に関して報告の提出を求めることができる。

(個人情報の取り扱い)

第9条 申請団体等は、仙台版チームオレンジの活動に係る個人情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切に収集、利用、管理をしなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、仙台市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和7年9月30日から施行する。